

令和 4 年（2022 年）3 月 9 日

各学校（園）長 様

健康教育課長 上村 清敬  
指導課長 石加 浩二  
人権教育指導室長 平生 典子

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施に  
ついての学校等における考え方及び留意点等について（通知）

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課及び厚生労働省健康局健康課予防接種室の連名による事務連絡がありました。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の対象に 5 歳以上 11 歳未満の者が加わることになりましたが、該当する幼児児童に対する新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」）の接種については、令和 3 年（2021 年）7 月 5 日付教健発第 000249 号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について（通知）」と同様に、学校等を会場とする集団接種は実施しません。各家庭において、ワクチン接種をするかどうか判断し、接種する場合は、医療機関や集団接種会場において、個別の接種をしていただきたいと考えます。

また、幼児・児童・生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等についても、上記通知と同様に、下記のとおり取り扱います。

各学校（園）長におかれましては、遺漏なきようご対応願います。

記

1 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

(1) 幼児児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

幼児児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、例えば期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合には、校長（園長を含む。以下同じ。）が「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能です。

※ 令和 2 年 8 月 27 日付教政発第 000298 号「新型コロナウイルス感染症に関する

概況を踏まえた対応について（通知）」中、1-（2）-②「保護者が出席させることに不安を感じた場合」と同様の取扱いとします。

#### （2）副反応が出た場合の幼児児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、幼児児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときには、学校保健安全法第19条の規定（の準用）に基づく出席停止の措置をとることができます。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、幼児児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断をお願いします。

※ 令和2年8月27日付教政発第000298号「新型コロナウイルス感染症に関する概況を踏まえた対応について（通知）」中、1-（1）-③「幼児・児童・生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合」と同様の取扱いとします。

#### （3）予防接種歴の取扱い

接種の強制につながることはないよう、学校（園）においては、幼児児童生徒の行事への参加等に際して、ワクチンの接種等の条件を付すべきではありません。

一方、学校教育活動等においても、医療機関等の学校外において実習を行う場合など、何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要が生じることも考えられます。その際には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の生徒等に知られることのないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに十分に留意して把握するようする必要があります。その他、健康診断に伴う保健調査等として新型コロナワクチンの接種歴が把握される可能性があります。そのような場合にも同様に個人情報としての取扱いに十分に留意する必要があります。

#### （4）差別やいじめ等の防止

新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、学校等においては、

- ・ワクチンの接種は強制ではないこと
  - ・周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
  - ・身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること
- などを幼児児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。

#### （問い合わせ先）

健康教育課	TEL：328-2728
指導課	TEL：328-2721
人権教育指導室	TEL：328-2752